

陳 情 文 書 表	
番号 5-10	受付 令和5年8月4日
件名 委託業務等契約において見積書とともに徴取する見積内訳書についての陳情書	

**【陳情の趣旨】**

大和市においては、委託業務等契約に基づき、受注者である民間事業者から見積書とともに徴取する見積内訳書、その他それに類するものに関しては、各科目に係る見積内訳を表示するよう仕様書を補充していただきたい。

**【陳情の理由】**

大和市では、委託業務を発注するに当たり、契約の相手方となる受注者から見積書とともに、見積内訳書を徴取するところ、現状において、見積内訳書には、本来、必要とされる科目別の見積りが表示されておらず、見積内訳書としての体裁をなしていないことから、見積金額の適正が担保でき得るよう改善すべきである。すなわち、例えば、令和4年9月5日に締結した委託業務の名称を「大和市民課窓口業務等委託（債務負担行為）」とする『委託業務契約書』においては、契約の相手方となる受注者より、令和3年10月22日付『御見積書』（見積番号：5985004725）を徴取し、御見積金額が633,558,000円（消費税別）であるとともに、添付の『御見積書内訳書』によって、当該633,558,000円の内訳が、①証明書交付等業務につき175,560,000円、②印鑑登録等業務につき43,884,000円、③住民異動入力業務につき35,104,000円、④フロア案内業務につき30,682,000円、⑤個人番号カード業務につき202,416,000円、⑥保険証利用申込支援業務につき26,350,000円、⑦その他管理業務等につき119,382,000円、さらには、その他の『御見積書内訳書』によって、準備費につき180,000円、（1）フロア案内業務につき30,682,000円、（2）個人番号カード交付関連業務のうち、①予約受付業務につき133,766,000円、①以外の業務につき68,650,000円、（3）保険証利用申込支援業務につき26,350,000円、（4）（1）～（3）以外の業務につき254,548,000円、（5）その他管理業務等につき119,382,000円であることを確認するところ、当該各見積内訳書とは、単に、当該委託業務を構成する各業務に係る見積額を合計したものにすぎず、必要とされる「委託員賃金」、「社会保険料」、「有給休暇費用」（人件費）、「受注者諸経費」（ただし、営業利益を含む。）の各見積額が不明のため、各業務の見積額、例えば、証明書交付等業務に対して175,560,000円の見積りが適正

か否か判断でき得ないことから、各業務を見積もるに必要な各科目の内訳を明らかにさせるべきであり、そうでなければならぬものである。なお、大和市では、設計金額を算定する際に、関係事業者より、見積書を徴取するところ、当該見積書に係る見積内訳書（事例においては『大和市市民課窓口業務等委託 参考見積書兼支払内訳書』である。）においては、単に、見積金額を割り戻した各年度各月の金額のみ記載されていることに鑑みれば、委託業務契約に関しては、適正な契約金額で締結されていないと言わざるを得ない。

以上

**【添付資料】**

- 疎甲第1号証① 委託業務契約書(4年度第6265号)
- 疎甲第1号証② 支払内訳書
- 疎甲第2号証① 御見積書(見積番号：5985004725)
- 疎甲第2号証② 御見積書内訳書
- 疎甲第3号証 御見積内訳書
- 疎甲第4号証 大和市市民課窓口業務等委託 参考見積書兼支払内訳書

陳 情 文 書 表	
番号 5-11	受付 令和5年8月7日
件名 厚木基地の住宅防音工事補助対象区域に係る再告示に際しての問題解決に関する陳情書	

趣旨

厚木基地に係る住宅防音工事補助対象区域に関し、

- ① 80W及び75W区域内に所在する「逆転現象を伴う告示後住宅※」について、その具体的な解消策を早急かつ明確に示すこと
  - ② 区域見直しについては、告示後住宅の解消策を含め、関係住民に理解を得るための丁寧な説明を行うこと
- の2つの点を、国に意見書を提出いただきたい。

※告示後住宅

昭和61年9月10日に告示された住宅防音工事補助対象区域内（いわゆる従来地区）に所在する、昭和61年9月11日以降平成18年1月17日までに建てられた住宅。

基地から遠く騒音度が低くても助成対象になる区域内（いわゆる拡大地区）の住宅と同時期に建てられ、より基地に近く騒音度が高いにもかかわらず、85W区域内を除いては、現在に至るまで助成対象とされていない。

理由

厚木基地周辺の航空機騒音に関しては、空母艦載機の移駐によってその程度が低減されており、これもひとえに大和市議会議員各位の御尽力のたまものとして、まずは感謝を申し上げる次第です。

この騒音の減少傾向を踏まえ、国は、令和4年度から騒音測定を開始しました。

令和5年度も引き続き測定を実施中であり、その後コンター線を作成し、令和6年度以降早期での補助対象区域の見直し（再告示）を目指しています。

しかしながら、この見直しに関しては、国として、事前に解決すべき「80W及び75W区域内に所在する逆転現象を伴う告示後住宅の解消」という大きな問題が存在しております。

平成18年1月17日の告示は、それまでと同様に追加告示方式で行ったため、過去には一旦解消された「逆転現象を伴う告示後住宅」を再度発生させました。

これについて、私ども「厚木基地周辺の騒音対策を考える会」では、空母艦載機移駐前の平成26年10月及び移駐直後の平成30年8月の二度にわたり、大和市議会に陳情をさせていただき、御採択をいただいた上、国に意見書を提出し、強く要望していただいたところであります。

また、平成31年1月からは、告示後住宅所在区域内の住民の方々を対象に、その即時解消等を求めるための署名活動も行い、同年（令和元年）7月、防衛省本省及び南関東防衛局に、約5千6百名分の署名簿を提出するなど、その解決を継続的に求めてまいりました。

しかしながら、市議会をはじめ地元自治体や住民からの前述のような長年にわたる要請に対し、国からは、いまだ具体的な解消策が一向に示されておりません。

さらに、このままでは、騒音が減少傾向にあるという単純な理由だけで、指定再告示方式による区域見直しにより現在の補助対象区域が大幅に縮小され、それに合わせ、たなざらし状態となっている告示後住宅が根こそぎ「切り捨てられる」おそれさえ生じてきております。

これはあまりにも不合理であり、区域指定基準の再検討を含め、具体的な対応策が必要不可欠と考えます。

空母艦載機の移駐により、日常的な騒音は確かに減少しておりますが、硫黄島悪天候時のFCLP実施の可能性など、米軍に提供されたままの厚木基地については、周辺住民が何の前触れもなく激甚騒音にさらされるおそれの下にある状態が、常時続いております。

このような現状に鑑み、住民への直接の救済策である住宅防音工事、とりわけ空母艦載機の移駐完了まで最長で32年間（昭和61年～平成30年）も受認限度を超える騒音の被害を受け続け、今後も騒音にさらされる「80W及び75W区域内にある逆転現象を伴う告示後住宅」について、その具体的な解消策を早急かつ明確に示すとともに、区域見直しについては、告示後住宅の解消策を含め、関係住民に理解を得るための丁寧な説明を行うことを、国に強く求めていただくようお願いする次第であります。

陳 情 文 書 表	
番号 5-12	受付 令和5年8月7日
件名 従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書提出の陳情書	

## 1. 陳情の要旨

国に対し、従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書を提出すること。

## 2. 陳情の理由

6月2日、「健康保険証廃止を含む番号法等改定法案」が採決強行され、可決・成立しました。マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだいわゆる「マイナ保険証」の普及のため、2024年秋から従来型（紙）健康保険証を原則廃止するとしています。

しかし法案成立後も、資格確認ができない、他人の医療情報がひもづいている等のトラブル事例が連日報道されています。その中には、マイナ保険証に別人の個人番号が誤登録されているケースが数多くあったことが明らかになっており、マイナ保険証に対する国民の不安が広がっています。

厚生労働省はマイナンバーカードを取得しない人に対しては、保険証の代わりとなる資格確認書を発行する方針を明らかにしています。これまで市町村や後期高齢者医療広域連合、各健康保険組合などの保険者が、被保険者全員に健康保険証を発行、送付していました。資格確認書は、被保険者が申請しないと交付されなくなり、マイナ保険証を取得しない人は資格確認書の取得、更新の手续を強いられることとなります。また、保険料を支払っている人でも申請を失念した場合、医療機関の窓口で資格喪失や無保険扱いとなることが懸念されます。

そうした中、6月20日付で厚労省に対し、神奈川県・市町村、国保組合、後期高齢者医療広域連合の連名による「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する要望書」が提出されました。要望書では、「『資格確認書』の交付については、医療保険者が申請勧奨によらずとも、交付対象者を抽出し、交付できる仕組みとする」として、「資格確認書」の被保険者全員に交付できることを要望しています。6月21日には、座間市議会が国に提出する「従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書」を採択しました。

マイナ保険証への国民の不安・不信は高まっており、「健康保険証は廃止しないで」という県民、市民の声は切実です。マイナンバーカードの任意取得の原則に照らしても、従来型（紙）健康保険証の原則廃止は妥当ではないと考えます。

以上の点から、国に対して意見書を提出することを陳情します。

陳 情 文 書 表	
番号 5-13	受付 令和5年8月9日
件名 現行の（紙の）健康保険証の存続を求める陳情書	

**【陳情項目】**

2024年秋に現行の（紙の）健康保険証を廃止する政府決定を見直し、健康保険証の存続を求める旨の意見書を国に提出すること。

**【陳情の理由、経緯など】**

6月2日、番号法等改定法案が成立し、同月9日に公布されました。これにより、2024年秋に現行の（紙の）健康保険証は廃止され、マイナンバーカードへの一本化（マイナ保険証）が基本となります。しかしマイナンバーカードをめぐる、この間の相次ぐ問題により、制度やシステムに対する国民不信は広がりを見せています。報道各社の世論調査では、マイナンバーの活用拡大への不安が7割超、保険証廃止への反対が5～6割という結果を示しています。

特に医療分野への影響は深刻です。当会のマイナ保険証などオンライン資格確認システムに関する会員調査（1回目）では、トラブルを経験したとの回答が7割にも上りました。そのうち、本来は有効にもかかわらず登録データの不備等が理由で保険資格が「無効」とされたケースが約6割あり、「無効」を理由に一旦10割負担を求めたケースが7%ありました。2回目の会員調査では、健康保険証の券面に記載された窓口負担割合とオンライン資格確認で表示された窓口負担割合の相違があった事例が15%あったことも明らかになりました。

そもそも健康保険証とは、強制加入である国民皆保険制度の下での受診券であり、同制度の運用に必要不可欠なインフラです。保険料の納付により自動的に手元に届くことで「無保険扱い」にならず、いつでも医療を受けるためのツールであり、国民生活に深く浸透しています。一方、マイナ保険証となるマイナンバーカード、同カード未取得者に新たに発行される「資格確認書」は、いずれも申請に基づく任意取得のツールです。強制加入である皆保険制度に必要な健康保険証を任意のマイナンバーカードや資格確認書に置き換えることは、皆保険の理念・原理・原則に反するものです。また、前述の「無保険扱い」を頻発させるデータ不備など、患者・地域住民の受療権を阻害する危険をはらんでいます。

国民健康保険の管理業務を担う自治体事務の現場からは、「無保険扱い」が生ずる危険性や実務の負担増などを懸念する声が上がっています。6月20日、神奈川県下の国民健康保険・後期高

高齢者医療制度の主管課長等一同より、厚生労働省保険局長宛てに「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する要望書」が提出されています。要望書では、「無保険扱い」が生ずる危険性や国保実務の煩雑化の懸念などを指摘し、新たな「資格確認書」の様式や交付ルールなどを現行の健康保険証に準じたものにするよう求めています。

このほか、9割超の高齢者施設が、入所者のマイナンバーカード（暗証番号を含む）の管理に不安を抱いていることが、当会調査で判明しています。

こうした患者・地域住民、医療機関、自治体現場、介護現場が抱える問題や懸念は、健康保険証を廃止せず継続することで解消されるものばかりです。また、制度やシステムの正確性や安全運用を見ず、国民の理解・賛同も得られない中で、現行の（紙の）健康保険証を廃止することは妥当ではないと判断します。

貴議会におかれましては、地方自治法第99条の規定により、現行の（紙の）健康保険証の存続を求める意見書を国へ提出していただきますよう陳情いたします。

以上



陳 情 文 書 表	
番号	5-14
受付	令和5年8月10日
件名	国による義務教育財源の保障、教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の実現を求める陳情書

## 1. 陳情の趣旨

- (1) 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。さらに、義務教育教科書無償給与制度を継続すること。
- (2) 行き届いた教育を実現するために、小学校の35人以下学級を計画的に進め、中学校での35人以下学級を早急に制定すること。また、30人以下学級の実現に向けて検討すること。
- (3) 学校の働き方改革・長時間労働の是正を実現し、教職員が子どもと向き合う時間を確保するために、加配の配置増など教職員定数改善を推進すること。また、スクール・サポート・スタッフ、介助員等の専門スタッフ職の拡充、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。
- (4) 子どもたちの心に寄り添うための、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充を行うこと。

## 2. 陳情の理由

国は、全ての国民が持つ教育を受ける権利を保障する立場にあります。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる環境を整えるには、小泉政権の下で3分の1に引き下げられた義務教育費国庫負担制度を2分の1へ復元するとともに、義務教育教科書無償制度を堅持する必要があります。

学校現場における課題は複雑化・困難化する中、子どもたちの豊かな学びと育ちを実現するために、教材研究や授業準備時間の十分な確保に向け、教職員定数拡充や専門スタッフの拡充などの施策が最重要課題です。あわせて、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、小学校の学級編制標準が2025年度までに段階的に35人に引き下げられます。少人数学級の必要性は、中学校においても変わらないことから、小学校にとどまることなく実現を求めていくことが必要です。さらに、きめ細やかな指導を行うためにも、今後は3

0人以下学級の実現を望みます。

小学校高学年教科担任制の加配は、授業準備の時間確保ができるなど豊かな学びにもつながるため、学校現場から効果があるとの声が聞かれています。しかし、これまで加配措置されていた、少人数・TT加配からの付け替えが行われています。少人数・TT加配についても、きめ細かい教育活動のため有効に活用していたことから、豊かな学びの実現のためには、既に配当されている加配は維持した上で、加配を拡充していく必要があります。また、スクール・サポート・スタッフの配置によって、教職員の業務は軽減されており、今後より活躍してもらうためには常勤化が必要です。

全国の不登校数は、2021年度過去最多となりました。子どもや保護者などに対する相談や心のケアなどを担うスクールカウンセラーは、学校現場に欠かせない職です。神奈川県においては、2023年度の配置を大幅に増やしました。しかしながら、小学校への配置が不足しており、不足分は市町村費で配置せざるを得ない状況です。本来、国の予算において全ての学校に配置される必要があります。さらには、スクールカウンセラーとしての役割を十分に果たすためにも常勤化できるだけの財源の確保が必要です。

子どもたちの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2024年度政府予算編成において上記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

陳 情 文 書 表	
番号 5-15	受付 令和5年8月14日
件名 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情書	

#### <陳情理由>

近年、全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会20か所以上で、庁舎内における勧誘・配達・集金の自粛を求める陳情が採択されました。

各種メディアでもその実態が報告されていますが、しんぶん赤旗などの政党機関紙をこれほど多くの職員が購読している（または、させられている）ことに驚愕しています。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないというような圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割、多い自治体では8割に上っていることは、大変深刻な事態でしょう。これも自治体が調査して初めて明らかになったことであって、職員が自ら声を上げることがどれだけ勇気がいることなのか、想像に難くありません。

庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。また、地方議員によるハラスメント行為防止のために、新たに条例が制定されるなど、社会の一層厳しい目が向けられています。

全国の複数自治体において「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が報じられていることから、大和市においても、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為に関して心理的圧力を感じている職員がいないか現状把握に努めるとともに、庁舎内管理規則に基づくルールを明確にしてください。とりわけ、庁舎内の政治的中立性に疑念を持たれぬよう、職員で自主的に読みたい方は自宅を配達先とするなど、住民の不安を解消してください。

#### <陳情項目>

- ①庁舎内管理規則に定められている事項を厳守し、住民の大切な個人情報を探る執務室内に許可なく立ち入り、政党機関紙の勧誘・配達・集金が行われないようにしてください。
- ②政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではありませんが、庁舎内の政治的中立性への疑念を払拭するために、自主的に読みたい方は自宅を配達先とする旨を職員に通知するなど指導を徹底してください。

③職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当  
にないのかどうかを、職員に寄り添って調査・確認してください。

陳 情 文 書 表	
番号 5-17	受付 令和5年8月22日
件名 従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書提出の陳情書	

**【陳情の趣旨】**

国に対し、従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書を提出すること。

**【陳情の理由】**

6月2日、「健康保険証廃止を含む番号法等改定法案」が採択強行され、可決・成立しました。マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだいわゆる「マイナ保険証」の普及のため、2024年秋から従来型（紙）健康保険証を廃止するとしています。

しかし、法案成立後も、資格確認ができない、他人の医療情報がひもづいている等のトラブル事例が連日報道されています。その中には、マイナ保険証に別人の個人番号が誤登録されているケースが数多くあったことが明らかになっており、マイナ保険証に対する国民の不安が広がっています。

厚生労働省はマイナンバーカードを取得していない人に対しては、保険証の代わりとなる資格確認書を申請することなくマイナンバーカードを持たない人には発行する方針を明らかにしましたが、国民の不安が払拭されたわけではありません。

6月21日には、座間市議会が国に提出する「従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書」を採択しましたが、全国でも従来型（紙）の健康保険証の存続を求める自治体は増えてきています。

マイナ保険証への国民の不安・不信は高まっており、「健康保険証は廃止しないで」との市民の声は切実です。マイナンバーカードの任意取得の原則に照らしても、従来型（紙）健康保険証の原則廃止は妥当ではないと考えます。

以上の点から、国に対して意見書を提出することを陳情します。